

Ⅱ 適用額明細書の記載(入力)要領等

1 書面で提出する場合の記載要領

「適用額明細書」の記載に当たっては、以下のとおり別表一(一)等の記載内容のうち、青の網掛け部分を「適用額明細書」に転記してください。

なお、その他の法人税関係特別措置に係る記載要領については、P16以降の「Ⅲ適用を受けようとする法人税関係特別措置ごとの記載の仕方」をご確認ください。

<記載例>

別表一(一)次葉…中小企業者等の法人税率の特例

別表十六(七)……中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例
の法人税関係特別措置の適用を受ける場合

【別表一(一)の記載内容】

OCR入力用 ・この用紙はとじこまないでください。 (法)
・この用紙は機械で読み取ります。折ったり汚したりしないでください。

平成30年2月28日 3500 青色申告 一連番号 F B 0 6 0 3

① 麹町 税務署長殿 事業種 ⑦ 医薬品卸売業 整理 ⑨ 0 0 4 5 6 7 8 9

② 東京都千代田区大手町1-1-1 事業年度 ⑧ 100,000,000 円 納税地 電話 (03) 1234 - 5678 事業年度 (至)

③ 加計イノベーション 同非区分 一般社団・財団法人のうち 非営利型法人に該当するもの 売上金額

④ 株式会社 国税商事 法人番号 8 7 0 0 1 1 0 0 0 5 9 0 1 申告年月日

代表者 国税 太郎 旧納税地及び 旧法人名等 添付書類 法人 中間 経理 修正 申告区分

代表者住所 東京都千代田区大手町1-1-2 申告書 翌年以降 送付要否 適用額明細書 提出の有無

平成 2 9 年 0 1 月 0 1 日 事業年度分の法人税 確定 申告書 税理士法第30条 税理士法第33条

平成 2 9 年 1 2 月 3 1 日 課税事業年度分の地方法人税 (中間申告の場合 平成 年 月 日) 申告書 税理士法第30条 税理士法第33条

所得金額又は800万円× $\frac{12}{12}$ 相当額のうち少ない金額 ⑥ 5 0 0 0 0 0 0 0 法人税額 ② 1 1 0 2 8 0 0 0

適用額明細書の提出をする場合には、必ず「適用額明細書提出の有無」欄の「有」を○で囲んでください。

【別表一(一)次葉の記載内容】

事業 29・1・1 法人名 株式会社 国税商事
年度等 29・12・31

法人税額の計算

中小法人等の場合	(1)の金額又は800万円× $\frac{12}{12}$ 相当額のうち少ない金額 48	⑫ 8,000,000 (48) の 15 % 相当額 52	1,200,000
	(1)のうち年800万円相当額を超える金額 (1) 49	42,000,000 (49) の 23.9 % 又は 23.4 % 相当額 53	9,828,000
所得 (48)			11,028,000

<記載の手引の掲載内容(概略)> ⑩ 「租税特別措置法の条項」欄 「第42条の3の2第1項第1号」
「区分番号」欄 「00380」 ⑪
「適用額」欄: 「48」欄の金額

別表一(一)次葉 平二十九・四・一以後終了事業

【別表十六(七)の記載内容】

① 少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例に関する明細書				事業年度又は連結事業年度	29・1・1 29・12・31	法人名	株式会社 国税商事
御注意 この表は、資産の場合に御使用 これに当期の月	資産	種類	1	器具及び備品	器具及び備品	器具及び備品	
	構造	2	事務機器及び通信機器	事務機器及び通信機器	事務機器及び通信機器		
	細目	3	電子計算機	複写機	その他の事務機器		

別表十六(七) 平二十九・四・

＜記載の手引の掲載内容(概略)＞ ⑬

「租税特別措置法の条項」欄：「第67条の5第1項」

「区分番号」欄：「00277」 ⑭

「適用額」欄：「8」欄の金額 → ⑮ 630,000 円

法 0301-1607

【適用額明細書への転記後のイメージ】

様式第一

平成30年2月28日

① 麹町 税務署長殿

自平成 29 年 01 月 01 日
至平成 29 年 12 月 31 日

事業年度分の適用額明細書
(当初提出分・再提出分)

納税地 ② 東京都千代田区大手町1-1-1
電話(03) 1234-5678

(フリガナ) カブシキシャ コクセイショウ

法人名 ③ 株式会社 国税商事

法人番号 ④ 8700110005901

期末現在の資本金の額又は出資金の額 ⑧ 100000000

所得金額又は欠損金額 ⑥ 50000000

整理番号 ⑨ 00456789

提出枚数 01 枚 うち 01 枚

事業種目 ⑦ 医薬品卸売業 業種番号 35

提出年月日 平成 年 月 日

租税特別措置法の条項	区分番号	適用額
⑩ 42 条の3の2第1項第1号	⑪ 00380	⑫ 8000000
⑬ 67 条の5第1項	⑭ 00277	⑮ 630000

（参考）区分番号「00564」のように「租税特別措置法の条項」欄に「平成29年旧措置法」等の記載がある場合には、「租税特別措置法の条項」欄の上部余白部分に記載してください。

＜記載例＞

租税特別措置法の条項
平成29年旧措置法 第42条の4第2項第号

○ 「適用額明細書」の記載及び提出に当たっての留意事項

- (1) 「当初提出分」又は「再提出分」欄は、いずれかを○で囲んでください。
- (2) 「提出枚数」欄には、提出する「適用額明細書」の「総枚数」とその「適用額明細書」が「何枚目」になるのかを記載してください。
- (3) 「整理番号」欄は、別表一(一)等の「整理番号」欄に印字された番号を記載してください。
(参考) 別表等の送付を希望しない法人で「整理番号」が不明な場合には、申告時期に税務署から郵送される「申告のお知らせ」(前年にe-Taxをご利用の場合には、メッセージボックスに格納されます(P11の「(参考1) 『申告のお知らせイメージ』」参照。))をご参照ください。

「申告のお知らせ」イメージ

[所管] 6 [業種目] 3500 [概況書] 00 [要否]	
※確定申告書の提出の際には、このお知らせも併せて提出してください。	
100-0004 東京都千代田区大手町1-1-1 株式会社 国税商事 代表取締役 国税 太郎 殿	別表一(一) 青色申告用 整理番号 00456789 ← 上記の番号は、貴法人の整理番号です。 税務署ではこの番号によって書類の整理を行っています。
<< 申 告 の お 知 ら せ >>	
平成29年 1月 1日 平成29年12月31日	豊町 税務署長 事業年度分及び課税事業年度分の確定申告について

- (4) 「業種番号」欄は、P12の「3 事業種目・業種番号一覧表」をご確認いただき、該当する「事業種目」欄の「業種番号」を記載してください。
(参考) P12の「3 事業種目・業種番号一覧表」は、別表一(一)等の「業種目」欄に印字された数字の上2桁を事業種目別の一覧にしたものです。
- (5) 次の事項に留意して、黒のボールペンで丁寧に記載してください。
 - ① □の枠が設けられている数字の記載欄は、位取りを誤らないように注意して、1枠内に1文字を右詰めで記載してください。
なお、桁あふれが生じる場合は、枠を無視して記載してください。
 - ② 「所得金額又は欠損金額」欄の記載すべき金額がマイナスのときは、その数字の一つ上の桁の枠内に「-」又は「△」を付してください。
(注) 外国法人にあつては、「適用額明細書」の「所得金額又は欠損金額」欄の金額は、同表の「1」欄及び「12」欄の合計額を記載してください。
 - ③ 「法人番号」欄は、平成28年1月1日以後に開始する事業年度について記載する必要があります。
- (6) 記載を了した「適用額明細書」は、他の書類とホチキスどめ等をしないで、申告書に挟み込んで提出してください。
- (7) OCR入力用の用紙は、機械で読み取りますので、折ったり汚したりしないでください。
- (8) 法人税関係特別措置の適用を受けない場合には、適用額明細書の提出は不要です。